

「平成21年3月26日」
「理事会 制定」

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（以下「法」という。）に則り、学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）における内部公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、内部公益通報をした者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）内部公益通報 本法人の役員、教職員等が、次のアからウに定める通報以外の通報で、本法人の業務に関して組織的又は個人的な通報対象事実が発生し、又はまさに生じようとしていることについて、第4条に定める窓口又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関並びに通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する通報、相談をいう。

ア 本法人におけるハラスメントに関する通報は、「学校法人東北文化学園大学ハラスメントの防止等に関する規程」により対応する。

イ 公的研究補助金等の不正使用に関する通報は、「東北文化学園大学競争的資金等規程」により対応する。

ウ 研究活動上の不正行為に関する通報は、「東北文化学園大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」により対応する。

（2）教職員等 法第2条第一号から第三号に定める者をいう。

（3）通報対象事実 次のいずれかの事実又はそのおそれのある事実をいう。

ア 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実若しくはそのおそれのある事実

イ 最終的に前号の犯罪行為又は過料の理由とされている事実につながる法令違反行為の事実若しくはそのおそれのある事実

ウ その他本法人規則等の規定に違反する行為の事実又はそのおそれのある事実

第2章 内部公益通報処理体制

（総括等）

第3条 本法人における内部公益通報の処理に関しては、理事長が総括し、法人事務局長が補佐する。

(内部公益通報受付窓口)

第4条 本法人に、役員、教職員等からの内部公益通報のための受付窓口を内部監査室に置く。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、本法人外に内部公益通報受付窓口を置くことができる。

(内部公益通報の方法等)

第5条 内部公益通報は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会によるものとする。

2 内部公益通報は匿名であっても通報することができる。

(内部公益通報の受付)

第6条 内部公益通報受付窓口は、通報があったときは次の各号により受け付けるものとする。

(1) 電子メール、ファクシミリ又は書面によるときは、記載内容に不備がないことを確認する。

(2) 電話又は面会によるときは、通報対象事実その他必要事項を的確に把握する。

2 内部公益通報受付窓口は、前項による受付に当たり、必要に応じて通報者は保護され、当該通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。

3 内部公益通報受付窓口は、通報を受けた場合、法人事務局長を通じて理事長にその内容を速やかに報告するものとする。

4 内部公益通報受付窓口以外が通報を受けたときは、速やかに内部公益通報受付窓口に連絡し、又は当該通報者に対し内部公益通報受付窓口に通報をするように助言しなければならない。

5 内部公益通報受付窓口は、通報があったときは、誠実に対応しなければならない。

(調査実施の可否等)

第7条 理事長は、第6条第3項の報告を受けたときは、内部公益通報受付窓口が当該通報を受けた日から20日以内に、通報対象事実関係の調査（以下「調査」という。）の実施の可否について、当該通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。ただし、当該通報者が匿名の場合はこの限りではない。

2 理事長は、前項の調査実施の可否の判断に当たっては、通報対象事実に関係する役員、教職員等から意見を聴取等できるものとする。

3 理事長は、第1項の調査実施の可否の判断に当たっては、当該通報者に対し通報事実を裏付ける証拠の提供等を要請できるものとする。

第3章 内部公益通報調査委員会

(委員会の設置等)

第8条 理事長は、前条の規定により調査を実施する場合においては、調査を実施し、及び是正措置又は再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を審議するため内部公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。ただし、通報対象事実

が緊急を要する場合は、委員会を設置せずに是正措置等を講ずることができる。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 法人事務局長
- (2) 通報対象事実に関係する本法人の設置校の校長
- (3) 内部監査室室長又はこれに相当する職にある者
- (4) 通報対象事実に関係する本法人の設置校の教職員等で理事長が指名する者 2 人以内
- (5) 通報対象事実に関係する本法人の設置校以外の教職員等で理事長が指名する者 1 人
- (6) その他理事長が指名する者 若干人

3 委員会に委員長を置き、前項第 1 号に規定する者をもって充てる。

4 委員長は、会議を主宰し、調査の実施及び是正措置等の取りまとめの責任者となるものとする。

(調査協力)

第 9 条 委員会が必要と認めた場合には、通報対象事実に関係する役員、教職員等に対し、関係資料の提出、その他必要な調査協力を求めることができる。

2 委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 前 2 項の規定に基づき調査協力又は出席を求められた場合には、協力しなければならない。

(調査の配慮義務)

第 10 条 委員会は、当該通報に係る調査の実施に当たって、当該通報者及び調査協力者又は次条第 1 号に定める者が特定されないよう、秘密、信用、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう十分配慮しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第 11 条 役員、教職員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、内部公益通報に関する対応業務従事者となることはできない。

- (1) 通報対象事実に関する内部公益通報の対象になり、又は対象となることが見込まれる者
- (2) 法令違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (3) 当該通報者又は本項第 1 号に規定する者と親族関係にある者
- (4) その他、公正な通報対象事実の調査や法令違反行為の是正措置等の検討の実施を阻害しうる者

第 4 章 調査の完了及び是正措置等

(調査結果のまとめ及び是正措置等の報告)

第 12 条 委員会は、第 8 条の規定に基づき調査の結果及び是正措置等を取りまとめ、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、第 8 条第 1 項ただし書き、又は前項の報告を受け是正措置等を講ずる必要

を認める場合は、役員、法人事務局長及び当該設置校の校長に是正措置等を命ずることができるとともに、必要に応じて関係行政機関に対し調査結果及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(調査結果の通知等)

第13条 理事長は、前条第1項の報告があったときは、当該通報者に対し、調査の結果を通知しなければならない。また、是正措置等が講じられたときも、同様とする。ただし、当該通報者が匿名の場合はこの限りではない。

(法令違反等に関与した者への配慮義務)

第14条 本法人は、前条の通知をするときは、当該通報に係る法令違反等に関与した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(委員会の解散)

第15条 委員会は、第12条の規定に基づく報告を行った後、理事長が調査を完了したと認めたときに解散するものとする。

第5章 内部公益通報者の保護及び懲戒処分等

(解雇の禁止等)

第16条 本法人は、役員、教職員等が通報をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、通報者に対し、不利益な取扱い又は嫌がらせ等を行った役員、教職員等がいた場合は、当該役員、教職員等に対し、学校法人東北文化学園大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）又は学校法人東北文化学園大学就業規則（以下「就業規則」という。）の規定により、解任又は懲戒処分を課することができる。

(法令違反等に関与した者の処分)

第17条 理事長は、委員会の調査結果に基づき、法令違反等の行為が明らかになった場合は、当該法令違反等の行為に関与した役員、教職員等に対し、寄附行為又は就業規則の規定により、解任又は懲戒処分を課することができる。

(不正目的の通報制限)

第18条 内部公益通報者は、虚偽の通報、誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の不正の目的の通報を行った役員、教職員等に対し、寄附行為又は就業規則の規定により、解任又は懲戒処分を課することができる。

(内部公益通報に関して対応業務を行う者等の守秘義務)

第19条 本法人及び内部公益通報に関して対応業務を行う者は、調査の対応上必要最小限の範囲での開示若しくは共有を行う場合又はその他正当な理由がある場合を除き、通報者及び調査協力者が特定されうる情報、通報内容、調査の内容及び調査の結果を開示してはならない。本法人の役員、教職員等でなくなった後も同様とする。

2 内部公益通報者は、理事長から通知された調査結果の情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。本法人の役員、教職員等でなくなった後も同様とする。

3 調査協力者は、調査の事実、質問内容、回答内容その他の調査によって知り得た情報

を第三者に開示してはならない。本法人の役員、教職員等でなくなった後も同様とする。

- 4 理事長は、前項に違反する行為が確認された場合、役員、教職員等に対し、寄附行為又は就業規則の規定により、解任又は懲戒処分を課することができる。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

- 2 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号）」及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号）の解説（令和3年10月消費者庁）」に従う。

(庶務)

第21条 内部公益通報者保護に関する庶務は、内部監査室が行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成21年3月26日から施行する。

附 則 （平成22年9月28日 理事会）

この規程は、平成22年9月28日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則 （平成30年9月25日 理事会）

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

附 則 （2022年5月31日 理事会）

1. この規程の題名を「学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程」から「学校法人東北文化学園大学内部公益通報者保護規程」に改正する。
2. この規程は、2022年6月1日から施行する。